

町村行政法律相談実施要綱

長野県町村会

(目的)

第1条 この要綱は、町村行政の遂行上において生じる法的疑義のある諸問題の解決を図るための指針となる指導、助言を行うため、長野県町村会が法律相談を実施するに必要な事項を定める。

(相談事項)

第2条 相談事項の範囲は、町村行政の遂行上において生じる全ての事項とする。ただし、現在、訴訟継続中の事件は除くものとする。

(相談日)

第3条 相談日は、原則として毎月10日及び25日とする。ただし、都合により変更することができる。

2 相談時間は、1日、3時間以内とする。

3 上記に定めるほか、緊急に相談を要する事項については、別途考慮する。

(弁護士との委任契約)

第4条 本会は、法律相談を行うため、弁護士と委任契約を行う。

(法律相談の申込み)

第5条 法律相談を受けようとする町村は、相談日の2週間前までに別紙様式1により本会に申し込まなければならない。

(報告)

第6条 法律相談により指導、助言を受けた町村は、別紙様式2によりその内容を本会に報告する。

(経費)

第7条 法律相談に要する経費は、本会が負担する。

附 則

この要綱は、昭和62年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。